添付資料29

国会会問題問題語システム

本文表示

(検索結果一覧画面) 前会議録 (次会議録)

検索条件入力画面)

[003/010] 121 - 参 - 法務委員会公聴会 - 1号

平成03年09月24日

会議録(冊子)画像

トップ画面へ 🔷

発言者: 前 次 69 /111

〇公述人(星野英一君) 星野英一でございます。

東京大学で三十数年教えておりましたが、昭和六十二年に退官いたしまして、以後千葉大学で教えております。専門は 民法でございます。

法制審議会の委員も兼ねておりまして、民法部会の委員をずっと務めており、このたびの借地・借家法の改正案の検討 に際しましてはずっと参加してまいりました。また、昭和三十一年に開始されました戦後最初の借地・借家法の改正問題の 検討には、駆け出しの法制審議会幹事といたしまして、途中外国留学で二年欠席いたしましたけれども、末席で参加して おります。そして、昭和三十五年に公表されました御承知の借地・借家法改正要綱案の作成にも関与しております。

そこで、本日は、これらの経験をもとに、二、三の点について申し上げたいと存じます。

まず、全体的なことにつきまして五点ほど申し上げたいと思います。

検索語: 前次

-に、今回の改正のいわば正式の検討は昭和六十年に始まったものでありますけれども、実質的な検討は既に昭和 三十一年に始められていたものであります。その際、まず問題点を作成いたしまして各方面からの意見を仰ぎ、さらにこれ に関連いたしまして学会その他法律関係の諸雑誌におきまして検討がなされております。また、当時かなり何カ所かで実 態調査を行いました。その上で、その成果といたしまして借地・借家法改正要綱試案ができ上がったわけでございます。今 回の改正に際しましても同要綱案が重要な参考資料となっておりまして、本改正案の中にもそれらを受け継いでいる規定 が存在するということを申し上げたいと存じます。あえて申しますならば、今回の改正は、途中中断はございましたけれど も、実は三十五年前からの検討の結実であるということが言えようかと存じます。

しかし、第二に、言うまでもないことでございますけれども、昭和三十五年以後の我が国における借地・借家関係をめぐ る社会関係の変化も著しいものがございます。今回の改正の直接の機縁もそこにあったことは、これまた周知のところでご ざいます。したがって、私どもは昭和三十五年の改正要綱案を一つの出発点といたしながら、今日の社会の要請を十分に 受けとめて考えてまいりました。

そこで、第三に、今回の案をつくるに際しましては多方面から実に多くの意見を求めつつ検討してまいったわけでござい ます。昭和六十年十一月に「借地・借家法改正に関する問題点」というものを発表いたしまして各方面の意見を求めました ところ、七十を超える団体から意見が寄せられております。また、それを参考にいたしまして検討した結果できました借地・ 借家法改正要綱試案に対しましても八十通ほどの意見が寄せられまして、これらを考慮いたしまして最終案ができ上がっ たものでございます。なお、この間も学会や雑誌等におきまして多くの検討が行われておりまして、それらも十分に参照い たしました。

そこで、第四に、それらの大まかな内容をまず申し上げますと、結局、昭和三十五年の改正要綱案以来のものと、その 後の社会的変化に対処するものとがあるということが言えようかと存じます。

昭和三十五年当時は、既に住宅難は緩和してきたと言われておりまして、判例などにおきましてもそのように言っている ものが存在しております。他方、昭和二十三年から三十五年までは借地による住宅建設がかなり行われていた時代で ざいます。そこで、同案は、一方で借地権を物権とするとともに法律関係を明確化するということを考え、他方で両当事者 の利益のきめ細かい考量を図ろうとしております。しかし、この案に対しましては、借地権の物権化の点に強い反対があっ て、それがこの案が日の目を見なかった大きな理由であると言われております。この点、私も委細は存じておりませんけれ ども、そのようなことが言われておったわけであります。したがいまして、今回の案で参考にされましたのは、法律関係の 明確化という点と、両当事者のきめ細かいバランスを図る点であったということができます。

次に、その後の社会事情の変化を申し上げますと、これも一口で申しますと、既に言われておりますとおり、借地・借家関係、広く申しますと土地・建物の利用関係の多様化ということでございます。借地・借家の終了につきまして**正当事由**と いうものを要件といたしましたのは、戦時中の住宅難に対処するための昭和十六年の借地法、借家法の改正であります この要件は、戦後の住宅難に直面いたしました判例によって、立法者の考えていたのとは異なって借地人、借家人の事情 その他一切の事情を考慮するべきものとされまして、さらにこれと、とりわけ借地法における借地期間のかなりの長期の保 護というものが相まちまして、その後の事情の変化に対し、両法がやや硬直化してまいりまして、社会の多様な要請に応じ られないという結果を生ずるに至りました。

より具体的に申しますと、昭和十六年の改正は、借地人、借家人をいわば弱者としてこれを保護しようとするものであり、 今日におきましてもそのような事例は少なくないことは明らかでございます。しかし、必ずしもそうとは言えない場合もまた かなり存在するようになってまいりました。例えば住宅・都市整備公団が借地人になるというような場合などがそれでありま す。いずれにいたしましても、地主が土地を借地に出すことが著しく減ってきていることは統計的に明らかなようでございま す。

そこで、一方におきましては、弱者である借地人、借家人の保護という従来からの理念を維持しつつ、さらにきめ細かい 考慮をこの点にも加えていく。他方で借地の供給をしやすくするために、合理的な一定の借地関係のメニューを提供しよう として苦心しているのがこの案であるということと私は理解しております。

第五に、土地政策、住宅政策の問題でございますが、これを直接実現することは本法案の目的でもなく、その内容でもご ざいません。借地借家法のできることというのは両当事者の利害の妥当な調整にありまして、それ以上のことではござい ません。この点につきましては、改正の検討が開始されました当初、外部からはかなり言われていたことでありますし、ま た、それを期待する向きもかなりあったようでありますけれども、これは市場経済体制をとっております我が国の私法の・ 環をなす借地借家法といたしましてはやや無理な要求でありまして、借地借家法に直接これをおさめるということは適当で もないというふうに思われます。

以下、各論的に問題とされることの多い一、二の点に触れたいと存じます。

全第一に、定期借地権は余り利用されないのではないかと言われることがございます。確かに、これによりまして急速に借 [☆]艶がふえるとは言えないでしょう。しかし、三つの類型それぞれにつきそれなりの利用が期待できると考えられます。事業 指用のものはこれはもう相当の需要があるというこ

は明らかであります。長期のものと建物譲渡特約つきのものは、住宅・都市整備公団やデベロッパーによる都市周辺の 土地につき利用されることが期待されます。現にそれらは、実はこれらのものにおきましていわゆる紳士協定として行われ

http://kokkai.ndl.go.jp/cgi-bin/KENSAKU/swk_dispdoc.cgi?SESSION=16262&SAVED_... 2012/05/20